

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	（特別管理）産業廃棄物を保管、収集、運搬又は処分を行った者に対する改善命令	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の3	
所 管 課	環境保全部 環境対策課	
処 分 基 準	<p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（改善命令）</p> <p>第19条の3 次の各号に掲げる場合において、当該一般廃棄物又は産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するため、当該保管、収集、運搬又は処分を行った者（事業者、一般廃棄物収集運搬業者、一般廃棄物処分業者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者及び無害化処理認定業者（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）に限る。）に対し、期限を定めて、当該廃棄物の保管、収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）が適用される者により、当該基準に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合（第3号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(2) 産業廃棄物処理基準又は産業廃棄物保管基準（特別管理産業廃棄物にあつては、特別管理産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物保管基準）が適用される者により、当該基準に適合しない産業廃棄物の保管、収集、運搬又は処分が行われた場合（次号に掲げる場合を除く。）</p> <p>(3) （略）</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場合の 根拠条項等）	行政手続法第13条第2項第1号の規定により、生活環境の保全上、緊急を要する場合は、その機会を付与しないことがある。
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	